

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第一条関係）

1

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第二条関係）

4

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三百二十二条 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項 二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項 三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項 四 昇給の基準並びに扶養手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び旅費の支給の基準に関する事項 五 職員の意に反する休職の基準に関する事項 六 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項（同法第二十二條の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用、同法第二十八條の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係 	<p>第三百二十二条 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項 二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項 三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項 四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び旅費の支給の基準に関する事項 五 職員の意に反する休職の基準に関する事項 六 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項（同法第二十二條の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用、同法第二十八條の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係

る職員の降任又は転任並びに同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定による勤務延長の基準に関する事項

七 地方公務員法第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地

る職員の降任又は転任並びに同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定による勤務延長の基準に関する事項

七 地方公務員法第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等

方公共団体の長等の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当)又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

2 3 4 (略)

の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当)又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

2 3 4 (略)

イ・ロ (略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前																	
(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)		(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)																	
<p>第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第五百十條、第五百十二條（第一項第一号に係る部分を除く。）、第五百十四條から第六十條まで、第六十一條から第六十五條の七まで、第六十六條の二から第六十七條の十七まで、第六十八條の六、第六十八條の七第一項及び第三項、第六十九條から第六十九條の七まで、第七十條の二、第七十條の四、第七十條の五第一項及び第二項前段、第七十一條から第七十一條の六まで、第七十一條の七第一項及び第二項並びに第七十二條から第七十三條の六までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九條の二第一号、第七十三條の四及び第七十三條の六の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第五百十條、第五百十二條（第一項第一号に係る部分を除く。）、第五百十四條から第六十條まで、第六十一條から第六十五條の七まで、第六十六條の二から第六十七條の十七まで、第六十八條の六、第六十八條の七第一項及び第三項、第六十九條から第六十九條の七まで、第七十條の二、第七十條の四、第七十條の五第一項及び第二項前段、第七十一條から第七十一條の六まで、第七十一條の七第一項及び第二項並びに第七十二條から第七十三條の六までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九條の二第一号、第七十三條の四及び第七十三條の六の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第七十三條の四</td> <td style="text-align: center;">次の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第七十三條の四</td> <td style="text-align: center;">合併特例区又は合併市</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第七十三條の四	次の	(略)	(略)	第七十三條の四	合併特例区又は合併市	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第七十三條の四</td> <td style="text-align: center;">次の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第七十三條の四</td> <td style="text-align: center;">合併特例区又は合併市</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第七十三條の四	次の	(略)	(略)	第七十三條の四	合併特例区又は合併市
(略)	(略)																		
第七十三條の四	次の																		
(略)	(略)																		
第七十三條の四	合併特例区又は合併市																		
(略)	(略)																		
第七十三條の四	次の																		
(略)	(略)																		
第七十三條の四	合併特例区又は合併市																		

第一項

町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法に

第一項

町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額

第七十三条の四 第一項第一号	地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第七十三条の四 第一項第一号	地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公	同項	普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長等）	当該各号に定める	それぞれ次に定める数 を乗じて得た	合併特例区の長 二	

共同体から地方自治法
第二百四十三条の二の
七第一項の損害を賠償
する責任（以下この条
において「普通地方公
共同体の長等の損害賠
償責任」という。）の
原因となつた行為を行
つた日を含む会計年度
において在職中に支給
され、又は支給される
べき同法第二百三条の
二第一項若しくは第四
項又は第二百四条第一
項若しくは第二項の規
定による給与（扶養手
当、住居手当、通勤手
当、単身赴任手当、在
宅勤務等手当又は寒冷
地手当が支給されてい
る場合には、これらの
手当を除く。）の一会
計年度当たりの額に相

共同体から地方自治法
第二百四十三条の二の
七第一項の損害を賠償
する責任（以下この条
において「普通地方公
共同体の長等の損害賠
償責任」という。）の
原因となつた行為を行
つた日を含む会計年度
において在職中に支給
され、又は支給される
べき同法第二百三条の
二第一項若しくは第四
項又は第二百四条第一
項若しくは第二項の規
定による給与（扶養手
当、住居手当、通勤手
当、単身赴任手当又は
寒冷地手当が支給され
ている場合には、これ
らの手当を除く。）の
一會計年度当たりの額
に相当する額として総

	<p>当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	
<p>第一百七十三条の四 第一項第二号</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給</p>	<p>（略）</p>
	<p>務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>合併特例区の職員</p>
<p>第一百七十三条の四 第一項第二号</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給</p>	<p>合併特例区の職員</p>

2 (略)	(略)	
	(略)	与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当）又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。 。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
	(略)	

2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七条の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。	(略)	
	(略)	与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
	(略)	